

○武器等製造法の運用について

〔昭和四十四年五月十三日 四十四重局第七六号
都道府県知事あて 通商産業省重工業局長〕

警察庁から別添写しのような申し入れがあつたので今後猟銃等の
製造または販売の事業の許可に当たつては、事前に公安委員会と連
絡の上、慎重に措置することとされたい。